

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議及び議決が求められる事態が現実のものとして想定されている。

定足数を満たす人数の議員が招集場所である議場に参集できない状況下において、議案審議及び表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国ではオンライン議会を実用化している。

しかしながら、我が国においては地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されていることから、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行行第117号により、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化が実現できなければ議会運営上の利点は限定的なものとなる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議及び議決を可能とする、下記の主旨で地方自治法を改正するよう強く要請する。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集又は議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所又は出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣